
第 15 回 全国中小小売商サミット

期日 : 平成 27 年 11 月 25 日 (水)

会場 : 全国町村会館ホール B

全国中小小売商団体連絡会

第 15 回

全国中小小売商サミット

スローガン

1. 消費税増税による景気の悪化を最小限に抑えるとともに、仮に軽減税率導入がされる場合には事務負担の軽減を！
2. 地方経済再生のための中小小売商業者の支援の充実を！
3. 中小企業に対する外形標準課税導入は絶対に行わないこと！

目 次

宣言（案）	2
- 団体別の要望 -	
協同組合全国共同店舗連盟	4
全国小売市場総連合会	5
全国商店街振興組合連合会	7
全国水産物商業協同組合連合会	11
全国青果物商業協同組合連合会	13
全日本紳士服専門店組合連合会	15
協同組合連合会日本商店連盟	17
日本書店商業組合連合会	19
協同組合連合会日本専門店会連盟	21
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会	23

宣言（案）

我々「全国中小小売商団体連絡会」は、全国各地域で事業を営む中小小売商業者が、地域社会や地域経済に貢献する環境を整えるために活動をしている。

政府は、デフレ経済からの脱却と日本経済再生のために「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクスに取り組んでいる。しかし、平成 26 年 4 月に実施した消費税率 8%への引上げの影響などもあり、今もって消費マインドの低迷が続いているばかりか、とりわけ、全国各地の中小小売商業者には、政府の経済対策の効果を実感することができず、依然として厳しい経営環境にあると言わざるを得ない。

また、我が国は、少子化による人口減少の一方で、高齢化の進行が世界で最も高い水準にある。こうした中、地域においては、いわゆる「買い物弱者」といわれるような事象が顕在化しており、この解決が地域生活者にとって重要な課題となっている。

そして我々は、個店及び商店街等が力を発揮し、公共的な使命を果たすことで、その解決に貢献できるものと考えているものの、中小小売商業者は、大規模小売店の進出や景気動向の影響を受けやすく、自助努力だけでは解決できないさまざまな要因を抱えているのも事実である。

以上、我々を取り巻く現状について申し述べたが、政府におかれましては、中小小売商業者が我が国の地域コミュニティおよび地域経済を担う重要な役割を持つことを十分にご理解いただくとともに、以下の項目の実現のために、財政、税制、金融等あらゆる施策を講じ、地域経済の再生と活性化、個店および商店街等の振興を図ることを強く要望する。

1. 消費税増税による景気の悪化を最小限に抑えるとともに、仮に軽減税率導入がされる場合には事務負担の軽減を！

消費税率は、平成 29 年 4 月から 10%に引き上げることを予定しているが、これまで、税率アップのたびに景気の急激な悪化を招いている。ゆえに、景気の悪化を最小限に抑えるよう国民の懸念を払拭させる景気浮揚策を安倍総理の力強いリーダーシップのもと具現化することを強く要望する。

また、仮に軽減税率導入がされる場合には、軽減税率の対象品目の明確化と事務

負担の増加のない簡素な制度にすることを強く要望する。

2. 地方経済再生のための中小小売商業者の支援の充実を！

地域における中小小売業者は、地域の生活者に対する生活必需品等の提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献してきており、また地域におけるコミュニティの担い手として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、プレミアム商品券事業の継続実施など地域の生活者が生活のための消費を喚起する施策を講ずるとともに、中小小売商業者が持続的な経済活動を展開できるよう地域経済の再生に寄与するための支援措置を強く要望する。

3. 中小企業に対する外形標準課税導入は絶対に行わないこと！

日本の全企業数の約99%を占めている中小企業の70%が赤字の状況にある。このような経営基盤の弱い中小企業への外形標準課税の適用拡大は、キャッシュフローの悪化を招きかねず断固反対する。

以上が、本サミットの要望項目である。我々全国の中小小売商業者は、この厳しい経営環境の中、地域社会と地域経済に資するため、この要望事項の実現に向けて総力をあげて邁進することを宣言する。

平成27年11月25日

第15回全国中小小売商サミット



協同組合 全国共同店舗連盟

代表理事 松見真一

要 望

私ども、協同組合全国共同店舗連盟は、地域住民のコミュニティの核として、また消費者や雇用の面においても地域の経済活性化に大きな役割を果たしています。

しかしながら、今日の共同店舗をめぐる経営環境は、中小小売商業者の努力にもかかわらず大型店、チェーン店等の進出により過当競争となり、このオーバーストアの状況が値下げ競争と販売不振を生み、共同店舗の経営を圧迫しています。

こうした公共的な役割・機能を十分踏まえ、共同店舗が引続き地域住民の安心・安全な生活環境を守り、かつ、今後の中小小売商業者が事業を継続し活力と魅力ある地域を実現するために、次に掲げる諸事項を要望する。

1. 中小小売商業振興の観点から、「まちづくり三法」実効性強化

大規模小売店の郊外出店は止まることなく続いており、まちづくり三法の政策目的は達成されていない状況にあります。大規模集客施設の郊外開発行為を厳格・適正なガイドラインの制定を推進することを要望する。

2. 補助金事業の適用対象範囲の拡充

現在、補助金事業の適用対象範囲が、共同店舗(組合名義)の組合専有部分及び共有部分のみが対象で、組合員利用部分(組合名義)が対象外で、いずれも組合名義の共同店舗であることから、組合員利用部分を適用対象範囲に含めることを要望する。

3. 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大に断固反対

平成27年度以降の外形標準課税の中小企業への適用拡大については、断固反対する。

地方法人税の課税対象は、資本金1億円超の法人のみとなっているのを、資本金1億円以下の企業(赤字企業含む)に適用拡大について絶対行わないこと。

4. 空き店舗対策の拡充強化

空き店舗を「保育・学童保育所等」等に活用できるように、自治体、地元団体等が一体となって運用できる仕組みを講ずること。また、共同店舗の空きスペースの改修費等に対する助成制度の創設、入居者(外郭団体等)の後押しによる家賃補助制度を創設し、空き店舗解消の支援を要望する。



全国小売市場総連合会

会長 堀上 統央

要 望

わが国景気は、緩やかな回復基調が持続しており、個人消費は消費税増税後の落ち込みから総じて緩やかに持ち直しているものの、営業不振に苦戦する小売市場を取り巻く環境は厳しい。また、当総連合会の基盤である関西圏においては、大規模商業施設の増加、中小食品スーパーの市街地出店などにより、競争はますます激化している。

このような状況下、現下の閉塞状況を打破し、新たな活路を切り拓いていくためには、個々の事業者自らが経営革新を図り、環境変化に対応できるような体質を作り上げなければならない。そして、個々では解決できない問題に対しては、当総連合会が受け皿となり、課題解決に向けての意見集約や要望づくりに取り組む。

良質で適正価格、安全安心な商品であることは当然のこと、ここにしかない専門性の高い「こだわり」の生鮮食品を安定的に品揃えし、きめ細かい方法で食材を提供することで地域のお客様の食卓に幸せを届けることは小売市場の使命である。その使命を全うし、小売市場が必要な存在としてあり続けるために、当総連合会は、活力ある小売市場づくりと各都市連合会発展に努め、以下に掲げる諸事項の実現を要望する。

1. 零細小売業者の商品調達問題

「卸売市場法」改正により相対取引が合法化された結果、セリ取引が激減し、零細小売業者は高い仕入価格での調達を余儀なくされ、競争力を弱める一因となっている。法改正後、担保として市場開設者は公正・公開・効率の原則の下で適正な取引を確保するため、実際に日々の取引を行っている関係者の意見を聴くこと等を目的として「市場取引委員会」を置くことができるようになったが、同委員会の構成員に小売業者が入ることは少なく、「セリ割合の変更」など現実的に機能しているとは言い難い状況である。適切な市場運営に向けての指導を強化されたい。

2. まちづくり三法の効果検証を

「まちづくり三法」施行から15年余り経過した現在、中心市街地の空洞化や買物困難者の増加等、地域のまちづくりにおける課題は山積している。同三法は地域の活性化にどのように影響を与えているのだろうか。地域を選定し、調査検証した結果を

公開してほしい。大規模小売店舗の出店が際限なく増加する現状において、売場面積の総量規制や適正配置を求めるためにも、調査結果を共有化し、まずは現状認識し理解を深めることが重要である。

まちづくりのあり方を考えるとき、街の活気や元気と密接に関係する地域商業者が果たすべき役割を、未来に向かって再構築しなければならず、その当事者である商業者の意見が存分に反映される「まちづくり」に真摯に取り組んでほしい。

3. 安全安心な食生活への寄与を使命とし、日本の伝統的な食文化の担い手、継承者として貢献する地域の小売市場商業者へ直接的支援を

特長ある商品の研究、仕入れ先開拓、消費者ニーズに対応したきめ細かな販売、従業員育成、持続可能な合理的経営体質の構築等々、小売市場や小売業者自身が研鑽を積まなければならない課題は山積している。

ところが、近年の補助金制度においては、商業そのものや商業者自身の自己啓発や挑戦、研修を直接支援するという考え方は乏しいと思われる。

地域商業活性化のためには、商業者自身の意識改革や自己変革が欠かせない。自らが食を通して地域貢献を果たすことを目的とした商材調達や新商品開発の研究、独自性のある新しい販売方法にチャレンジするための知識習得や先進モデル視察、スキルアップ研修などにかかる費用への補助金を求める。



全国商店街振興組合連合会

理事長 坪井 明治

平成 28 年度中小小売商業関係予算、税制改正等要望

我が国経済は「アベノミクス効果」により回復基調にあるものの、地域で暮らす人々や商店街、中小小売業者は未だ景況感が実感できず厳しい状況にある。このような状況の中、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させ、地域経済に好循環をもたらす最終的に地方の元気を取り戻し、国民一人一人が真に豊かさを実感できるようにするため、政府によるもう一段の消費拡大対策と強力な「地方創生」への支援に期待するところである。

今後消費税率の更なる引上げが予定される等厳しい経営環境の中にあって、地域コミュニティの拠点として、公共的な役割・機能を担い、地域経済や雇用を支える商店街及び中小小売業者の活力向上を図り、地域におけるアベノミクス効果を確固たるものとするため、平成 28 年度中小小売商業関係予算、税制改正等につき、以下の事項を要望する。

1. 個人消費喚起策の継続実施による地域経済の活性化

平成 26 年度補正予算により「地方創生交付金」によるプレミアム付き商品券事業を含む地域消費喚起・生活支援に係る約 2,500 億円の予算措置が講じられたところであり、これにより各地で消費が喚起され商店街等が活性化し、ひいては地域経済の好循環が生み出されることが期待されている。しかしながら、現状では個人消費の低迷などにより GDP がマイナスとなる等、経済は依然として厳しい状況にあるため、直接消費に結びつくプレミアム付き商品券等のもう一段の消費喚起策を実施し、地域経済の好循環をより確実なものとするよう強く要望する。

2. 大規模小売店舗立地法の見直し

- (1) まちづくり三法の見直しの趣旨を踏まえた適正な運用を実施し、国主導でコンパクトシティを推進する必要がある。その際には、特に地域における商店街の意見を十分に反映するよう要望する。
- (2) 大店法が廃止されてから 15 年が経過したが、この間、郊外や都市近郊に多くの大型店が出店し、まちの中心市街地や商店街の衰退が進むとともに、近年は、採算の取れない大型店の撤退が進み、まちの空洞化に一層拍車をかけている。今、町の空洞化に歯止めをかけないと、まちとともに、これまで地域で培ってきたまちの歴史・伝統・文化などのコミュニティも崩壊することとなる。このため、これから迎える急激な少子高齢化に対応したまちづくりを行うためにも、中心市街

地の活性化とまちのにぎわい創出につながる大規模小売店舗立地法の抜本的な見直しを強く要望する。

- ① 中心市街地等から撤退する大規模小売店舗に対し、撤退が地域に悪影響を及ぼすと想定される場合には、後継店舗の斡旋・確保、建物の解体費用等の負担等の協議への参加・協力等を行う旨規定すること。
- ② 大規模小売店舗に対し、商店街組織、中心市街地活性化協議会等と連携したコミュニティ事業などの取り組みを促すため、活動内容や成果等に関する地域関係者との意見交換会や、フォローアップ活動に参画するとともに、まちづくりへの協力を義務付ける旨規定すること。

3. 中小小売商業関係予算の拡充強化

(1) 地域商店街活性化のための支援事業

平成24年度、25年度の補正予算により商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）及び地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）が実施され、全国の商店街で有効に活用し、施設の整備等による安心・安全なまちづくり、商店街の集客力の向上、体質強化などが図られ、地域経済及び商店街の活性化に貢献した。

しかしながら、地域経済及び商店街の活性化のためには単年度ではなく継続して事業を行い定着化を図ることが必要であるため、同様の新たな支援事業の実施を要望する。

(2) 地域・まちなか商業活性化支援事業

少子高齢化、人口の減少が進む中、地域における中心市街地等のまちなか及び商店街機能の活性化・維持を図り、地域経済活性化を進めるため、コンパクトシティ化に取り組む波及効果の高い民間プロジェクト及び地域コミュニティ機能、買い物機能の維持・強化を図る全国モデル型の商店街が行う各種サービス提供に向けた取り組みへの支援を行う「地域・まちなか商業活性化支援事業」の拡大継続を要望する。

(3) 中小企業・小規模事業者人材対策事業

まちづくりの中核的役割を担うタウンマネージャーや商店街の次世代リーダー層となる人材等を育成するための研修等の実施、新たな分野の専門家等の掘り起こし、地域と人材等のマッチングなどについて支援する「中小企業・小規模事業者人材対策事業」について拡大継続を要望する。

4. 税制に関する要望

(1) 消費税の税率引上げに係る措置

① 消費税の再引き上げの慎重な検討

消費税率の10%への再引き上げについては、8%引き上げの際の影響、中小・小規模企業の景況等を十分に踏まえ、経済環境の整備に万全を期すとともに、中小・小売事業者の事務負担にも十分配慮するよう要望する。また、引き上げに伴う経費に対する助成措置を実施するよう要望する。引き上げに当たっては、

消費税の円滑な価格転嫁が行われるよう万全な対策を講ずるよう求める。

② 複数税率・インボイス制度の導入反対

複数税率とインボイス制度の導入は、商店街及び中小小売商業者に大幅で煩雑な事務負担増等を強いるものであり、導入には強く反対する。

③ 簡易課税制度・事業者免税点制度の適用拡大

消費税導入時に中小・小売商業者に事務負担軽減策として設置された「簡易課税制度（現行 5,000 万円）」、「事業者免税点制度（現行 1,000 万円）」を維持するとともに、適用実態を見ながら利用しやすい仕組みの検討を求める。

(2) 外形標準課税の中小企業への適用拡大反対

法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行するものであり、地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人の増税とその影響が甚大であり、断固反対する。

(3) 中小・小規模企業関係税制の拡充等

① 中小法人及び中小企業組合の法人税率の軽減

中小企業及び中小企業組合の経営基盤や成長力の強化を図るため、法人税の軽減税率について、10%まで引下げ、恒久化を図るとともに、適用所得金額を拡大するよう要望する。また、個人事業主に対する類似の軽減措置を要望する。

② 固定資産税の負担軽減

地価が相対的に高い商業地で事業を営む商店街にとって、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律に課せられる固定資産税の負担は極めて重く、税率引下げや負担調整措置による上限の引下げなどの軽減措置を講ずるよう要望する。

③ 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、設備投資及び雇用拡大の阻害要因となっていることから、廃止するよう要望する。

④ 事業承継税制の抜本的な拡充

i) 納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数3分の2要件を撤廃し100%とするとともに、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%へ引き上げることがを要望する。

また、後継者死亡に係る納税免除のため、納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とするよう要望する。

ii) 個人事業者の事業用資産に係る軽減措置の創設を要望する。

iii) 取引相場のない株式の評価方法の一要素である株価の上昇による税負担の増大を踏まえ、税制措置の見直しを要望する。

⑤ 外国旅行者向け消費税免税制度の拡充

地方における消費税免税店及び旅行消費額の拡大を促すため、免税の対象となる一般物品の最低購入金額を現行の「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げることがを要望する。

- ⑥ 中小企業の活力維持に資する取組に対しての税制措置
中小企業の再生・発展、活力維持に税制面から次のような支援を要望する。
- i) 印紙税の廃止
 - ii) 欠損金の繰越控除期間の無期限化
 - iii) 交際費の損金算入の特例の恒久化
 - iv) 一部の都市の企業のみ課税される事業所税の廃止
 - v) 地球温暖化対策税の用途拡大、森林保全対策等の新税導入に反対
 - vi) 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ、恒久化

5. 中小企業に対する金融支援

- (1) 中小企業円滑化法終了に伴う資金繰り対策
中小企業金融円滑化法終了後も安定的な資金繰りの確保について、引き続き万全の措置を講ずるよう要望する。
- (2) 被災した中小企業に対する資金繰り支援
東日本大震災により被災した中小企業の復興に向けた資金需要に適切に対応するために、引き続き万全の措置を講ずるよう要望する。
- (3) 公的金融機関の機能維持・強化
中小企業を巡る厳しい経営環境を踏まえ、公的金融機関が引き続き十分な機能を発揮できるよう必要な措置を講ずることを要望する。

6. その他の要望

- (1) 都道府県の商店街指導対策予算の確保
地方自治体の財政状況が厳しい中、減少が続く都道府県の商店街指導対策予算を十分に確保するよう都道府県に対する強力な指導を要望する。
- (2) 商店街を事業の場とする事業者の商店街活動への参加促進
商店街が地域コミュニティの中核としての機能を十分に発揮するには、商店街を事業の場としている大型店やチェーン店等の協力も必要であり、地域経済団体への加入促進や地域貢献のあり方を定める条例等制定への積極的な指導・助言を要望する。
- (3) マイナンバー制度導入に対する周知と支援策の実施
平成28年1月から運用が開始される「マイナンバー制度」については、制度そのものやマイナンバーの収集・使用・管理についての理解が浸透していないことから、本制度の導入・運用を円滑に進めるため、一層の周知、広報に努めるとともに、マイナンバー管理に関する中小小売商業者の負担を軽減する支援策を講ずること。



全国水産物商業協同組合連合会

会 長 永 井 良 和

我々を巡る経済環境は金融及び財政、経済成長を柱としたいわゆる「アベノミクス」政策により、円安で輸出が増加し金融緩和や景気回復などにより株価も上昇するとともに、以前に比べて原油価格が低下し、我が国の経済活動に好影響を与えるなど、デフレ経済から脱却し景気の回復が期待される状況となってきました。

しかしながら、近年、少子高齢化社会を迎え人口が減少し、ライフスタイルや流通構造も大きく変化し、また、円安などにより輸入物価が上昇する中で食品の販売競争も激しく、「アベノミクス」の経済効果は、我々、「街の魚屋」には実感が持てず、景気回復の動きは全国津々浦々に至っていません。

更に、東日本大震災からの復旧・復興の遅れに加えて、消費税の再引き上げが平成 29 年 4 月に予定されています。以前と同様に消費者の節約意識が高まり、販売面で影響が懸念され、食料品に軽減税率の適用を図る必要があると考えます。

今こそ、我々は対面販売や小回りを発揮し、新鮮で美味しい魚を提供することを通じて、地域で信頼され必要とされる「魚屋」を目指します。

大会決議

- 一 アベノミクス政策により、主に大企業を中心に業績が急激に向上、賃金や雇用も好転するなど景気回復が見込まれている。しかしながら、個人消費は物価上昇や消費税の影響等により、消費者の節約志向は依然として底堅く、家計の購買力は伸び悩んでいる。また、大都市と地方の格差が生じており、地域経済の活性化を図り、我々、小売店の経営が向上する政策展開を要請する。
- 一 「社会保障と税の一体改革」の下で消費税が今年の 4 月に 3% 引き上げられたところである。更に、平成 29 年 4 月に 2% の増税が見込まれている。食料品は国民の生命や健康に直接関わり、増税による逆進性も指摘されている。我々、小規模の事業者としては食料品に対する軽減税率の適用と免税事業者の適用限度額を大幅に引き上げ、また、増税で景気が腰折れしない経済対策を要請する。
- 一 卸売市場は消費者が日常生活に欠くことのできない生鮮食料品等の安定供給を図る場所として、公共的な役割を備えた施設である。我々は卸売市場が唯一の

販売商品の入手先である。今後とも卸売市場の運営に当たっては、公正・公平・透明性の確保を図るとともに、関係者それぞれが基本的なルールを共有し、開設者による施設利用者への適切な指導監督を要請する。

- 一 水産物の原産地表示などについて適切な表示に努めているが、新たな食品表示法の下で、加工食品の栄養表示が義務化されたところである。食品表示制度の改正は、消費者が真に必要とする分かり易いものであり、かつ、事業者にとっても無理なく取り組める適切な食品表示制度の施策や指導を要請する。
- 一 最近、太平洋クロマグロの漁獲制限が行われ、メバチマグロやサンマも急速に資源が減少し、水産資源の保護・管理が必要となっている。我々にとりマグロ類は刺身として、サンマは大衆魚として魚食普及に欠くことができない重要な商材である。関係者による魚介類の適切な資源管理により、消費者に安定供給が図れるよう要請する。

以上決議する。

平成 27 年 7 月 19 日
全国水産物商業協同組合連合会
第 62 回全国（福井）大会



全国青果物商業協同組合連合会

会 長 野 本 要 二

青果物小売業を取り巻く環境は、大型量販店、生鮮コンビニ、みちの駅、ネットスーパーなどの業態により競争が激化しており、また消費者の購買行動変化等により、その経営が厳しいものとなってきております。

また、少子・高齢化の人口構造が大きく変化し、食料消費構造においても変化が見られる。こうした状況などを背景に加え、後継者不足など非常に厳しい状況下にあり、毎年各地で数多くの青果物小売業者が転廃業に追い込まれております。

全青連、会員組合及び傘下組合員は、このような厳しい環境下にあつて、共に生き抜くため、一致団結し、相互扶助と自助努力に取り組んでおりますが、この度、第35回全国大会の決議等に基づく要望事項を次のとおり取りまとめました。

つきましては、国民生活上欠かすことのできない青果物を日々安定的に供給する一端を担っている我々青果物小売業の重要な役割と厳しい経営環境を改めてご認識いただき、その実現方を強く要望いたします。

1. 総合・組織関係

(公正取引の確保)

中小企業者に不当な不利益を与える大規模小売業者の不当廉売や優越的地位の濫用、消費者の適正な商品選択の妨げとなる不当表示など行き過ぎた商行為については、独占禁止法、不当景品類及び不当表示防止法に基づき厳正、かつ、迅速に対応するよう要望します。

(理 由)

不当廉売事案が依然としてみられる中で、大規模小売業者相互の価格競争から、青果物等の食料品の仕入先に対し、商品の値引、長期の代金決済(卸売市場仕入は即時支払いが原則)等が要請され、商品の低価格化が定着する要因となり、中小青果小売店はこの影響を受け適正な価格設定が難しく、これが経営を圧迫する要因にもなっております。

2. 税制

(税制関係)

税制関係として次の事項を要望します。

- (1) 消費税については、中小企業を取り巻く景気や経営環境に十分に配慮し、食料品は国民の生命と健康に直接係わりのある生活の基礎的なあることから、我々青

果小売業界関係者の実態に十分配慮し、全ての取引における消費税額表示は外税方式に一本化とするよう要請する。

(2) 中小企業の経営を圧迫する固定資産税の実行のある軽減措置及び中小法人は外形標準課税の対象としないこと。

(3) 贈与税や相続税の過重な負担が円滑な事業継承を妨げていることから、中小企業の円滑な事業継承が行われ、継続・発展できるよう贈与税、相続税のさらなる軽減措置を図るよう要請する。

(理 由)

食料品が国民生活の基礎的な物資であること。また、中小小売業が依然として厳しい経営環境にあることから、消費税についても、中小小売業界関係者の実態に十分配慮し、全ての取引における消費税額表示は外税方式に一本化とすること。また、地域の生活者と永年に亘り密接に連携し、地域経済・社会の発展に貢献してきた中小小売業者が活力を発揮するためには、後継者等に対する円滑な事業承継のための贈与税・相続税の減免措置や商業地等の課税標準額の引き下げ等固定資産税の負担軽減措置を図り、中小法人の経営基盤の弱体化を防止し、中心市街地等の活性化を図ることが重要であります。

3. 商業関係

(まちづくりの推進)

元気のある個店、活力と魅力のある「まちづくり」を推進するため、まちづくり3法（大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）の見直しの趣旨を踏まえた運用を速やかに実行すること。なお、地域の生活者や商業活動に大きな影響のある大規模店の出・退店については、適切な事前説明等をもまた、中小小売店の経営を圧迫し、地域住民の生活や青少年の育成にも悪影響を与える深夜営業を禁止することを要請する。

(理 由)

近年、中小小売業を巡る環境は、大中チェーン店のシェアの拡大、郊外型大規模商業集積施設の増加により、商店街では空き店舗が顕在化し集客力が低下する中で、個人消費の減退等により売上げが減少するなど大変厳しい状況にあります。

このような中で、まちづくり3法による新たな枠組みによる運用を速やかに実行し、活力と魅力あるまちづくりを強力に推進する必要があります。また、大規模店の出・退店時についての対応を適切に行う必要があります。

(その他)

有効期限が表示されていない一定期間未使用の共通商品券の消滅時効を容認すること。

(理 由)

一般消費者が購入した共通商品券を利用できる店舗が減少し、その商品券を発行した協同組合の会員も減少し、商品券事業が組合い事業の重荷となっている現状の中で、一定期間未使用の共通商品券の消滅時効の容認を要望します。



全日本紳士服専門店組合連合会

会 長 辻 忠 城

1. 業界の現状と問題点

第2次内閣発足後、安倍首相は経済再生のための「3本の矢」を打ち出した。金融緩和と財政出動は奏功し、円高是正や株高などの成果を上げた。だが、民間活力を引き出す3本目の成長戦略は結果が出ていない。

直近の成長率である15年4～6月期実質GDPは年率換算1.2%減で、3四半期ぶりにマイナス成長を記録した。目標達成の前提となる「名目3%、実質2%」の成長率は現実と隔たりがあり、目標達成は難しいものとなった。

紳士服業界にあつては、平成4年（1992年）秋頃から、大型廉売店が東京都心部にも出店、これが成功を取めたことで、各社は全国津々浦々に販売エリアを広げた。これらの結果、大手専門店チェーンによる市場寡占化が進み、2社が先行し、他の2社が追いかける構図に変化してきた。

商品生産では中国の例をみると、最低賃金が20年で約10倍の1,600円となり、A社のスーツ輸入状況（2014年）を見ると1着単価、6,842円となっている。このように人件費高騰や円安が進む中で、生産のASEANシフトが加速しているのに加え、量は少ないが本物志向と少ロットにこだわった国内縫製の企画が難しくなり、生産背景の多様化が進んでいる。

団塊世代の大量退職やクールビズといった逆風が続く中、市場拡大は今後見込みにくい。足元では特に地方で、所得水準が増税後の価格引き上げに追いついておらず「アベノミクス」の恩恵が回ってきていないのが現実である。

2. 要 望

(1) 大店法の復活を！

1995年（平成7年）に「規制緩和推進計画」が打ち出した「経済的規制は自由・例外規制、社会的規制は必要最小限」という方針により、経済的な側面から中小小売業を保護してきた大店法も見直しの対象となった。大型店出店の障壁となっていた地元商業者の商店について気配りすることなく、大型店を出店できるようになり、日本固有の商業ルールが受け入れられなくなり、今日に至っている。

新たに、まちづくり3法（改正都市計画法・大店立地法・中心市街地活性化法）が、1998年に施行され、17年が経過し、社会構造が確実に変化している現状で、中小小売商の良さをもう一度再認識し、同じ過ちを繰り返さず、中小小売商が普

通に「商い」、普通に「生活」できる環境を実現して欲しい。

(2) 消費増税について！

日本経済がいま冷え込んでいる真因は、昨年4月の消費増税にあるとも言われている。さらに、安倍政権による、相次ぐ財政出動で、国の借金は1057兆円(6月末現在)に上る。国民1人あたり800万円に達し、先進国では最悪の水準になり、米大手格付け会社は日本国債の格下げを決定し、中国や韓国よりも格下Aプラスにした。理由は経済が2~3年で日本国債の信用力を好転させるまでに改善する可能性は低いとの判断による。

平成29年4月からの消費税率10%の増税に負担緩和策として、軽減税率の導入をめざし、議論を進める考えを政府は示した。導入には、中小小売商業等に事務負担が増加しない、インボイスの新たな区分整理の仕組みを導入することが条件である。

また、財政再建、経済成長の具体策が伴わなければ平成29年4月より予定されている消費税の10%への増税延期も考えられる。

(3) 商店街等の中小小売商業者にも手厚い支援を！

地域社会の文化と暮らしに貢献してきた商店街等の中小小売商業者の個店に対する活性化を図るため、農業従事者と同じく継続性のある支援を実現して欲しい。

(4) 中小小売店に日本の技術力を応用した、「モノづくり」(商品)支援を！

我々中小小売店においても、お客様に「夢」をあたえるファッションを提供するべく、高い日本の技術力を応用し、「3Dプリンター」等で世界に一つしかない「モノづくり」(商品)し、その商品を販売すれば大手とも差別化できるものと確信している。これらの為に開発する支援をお願いしたい。

(5) クレジットカード加盟店手数料の引き下げを！

メガバンクによるクレジット会社の子会社化によって、資金調達の安定と調達費用の軽減が図られ、さらに、超低金利が長らく続いているなかで加盟店手数料がなぜか一向に引き下がらない上に、加盟店手数料が均一でなく、1%台から5%(物販店の場合)とばらつきがある。中小小売業者にとって経費負担増になるばかりでなく、クレジット会社のために働いているのではと自虐的になる、このような状態の改善を要望する。

(6) 時代の方向性は！

我が国の庶民文化は、各地の中小零細商店と農業者が造ったと言われます。しかし、時代のニーズと産業構造の変化、それを早く掴み、方向性を知りたい。今密かに巷で囁かれているフレーズがある。「後継ぎがいたら悲劇だ！！」と…。

時代の方向性を知りたい。

以上



協同組合連合会 日本商店連盟

理事長 中村 安雄

大会決議

わが国経済は、消費税率引き上げによる景気低迷から総じて回復基調にあると言われているが、地方の中小商業者においては、アベノミクスの恩恵が一部の業種に止まり全体に行き渡っておらず、消費税率引き上げ後の駆け込み需要の反動減が長引いたことや、円安に伴う原材料・エネルギーコストの上昇もあり、景気回復の実感がなく厳しい状況が続いている。

こうした状況下において、政府は、山積する諸問題を克服し経済の好循環を実現するための施策である、「日本再興戦略改訂 2014」を着実に実行するとともに、「地方創生」への真摯な取り組みが期待される。

一方、我々中小クレジット業界を取り巻く状況は、業法改正に伴う事業者の廃業や合併・統合が相次ぎ、また、止むことのない過払金返還請求により、事業存続を根底から揺るがす厳しい状況が続いている。

我々は、現下の厳しい状況にありながらも、地域に根ざした中小商業者として地域商業振興に貢献するため、以下の項目を掲げその実現を要望するものである。

1. 割賦販売法の改正において、「キャッシュレス社会」の推進を阻害するような過度な規制強化を行わないよう要望する。

現在、クレジットカードを巡る事業環境の変化や、EC決済の拡大に伴う不正業者の不正行為による消費者トラブル増加の実態を踏まえ、経済産業省において「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会」が設置され、割賦販売法の見直しに係る議論が纏められた「報告書」が発表された。

割賦販売法の見直しにより、健全なクレジット取引を図る上で不正業者の排除に向けた措置が期待されるが、行き過ぎた規制により「キャッシュレス社会」の推進を損なうことのないよう適切な措置が望まれる。

1. 認定貸金業者の設置を盛り込んだ改正貸金業法再改正の早期成立を要望する。

貸金業法による総量規制並びに上限金利の引き下げに伴い、健全な地域消費者や地域事業者への資金需要が満たされない状況が続いている。

政権与党である自民党は、昨年中に「財務金融部会・小口金融市場に関する小委員会」において、認定貸金業者の設置を盛り込んだ貸金業法の再改正法案となる「通称：小口金融市場適正化法案」を策定しており、国会への早期提出並びに成立が強く望まれる。

1. インターネット取引における不正業者・不正行為による消費者トラブルや社会的影響の大きいカード犯罪への厳罰化を要望する。

消費者向け EC の市場は平成 25 年に 11 兆円を超え 2 桁成長が続いている一

方、平成 26 年度の日本におけるクレジットカードの不正使用被害額は約 78 億円に上っており、EC 決済のセキュリティは重要課題となっている。

現在、クレジット業界団体である「一般社団法人日本クレジット協会」が事務局となり、クレジット業界のみならず、クレジットカード取引に係わる業界を広く含めた検討体制となる「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が設立され、セキュリティ対策の強化に係る検討が行われているが、インターネット取引における消費者トラブルやカード犯罪を減少させるためには、刑罰の厳罰化による抑止力強化が望まれる。

1. 訪日外国人及び観光客受け入れのための地方中小商店街へのクレジットインフラ助成並びに、中小小売店に対する免税手続きの緩和、諸外国並みのクレジットカードによる免税戻しの簡素化を要望する。

地方の中小小売店の多くは、クレジットカード等決済端末の導入や免税制度の対応等について、費用や煩雑な免税手続きのため導入や普及が進んでいない状況にあります。

そのため、現在、増加している訪日外国人および観光客への利便性向上を図るために、地方の中小小売店へのクレジット等決済端末の設置助成や免税手続きの緩和措置並びに、諸外国で行われているクレジットカードによる免税戻しの簡素化が望まれる。

1. 弁護士・司法書士の過払いビジネスに対する法的監視強化を要望する。

都市部の弁護士や司法書士において、地方に出張して無料相談所の開設やチラシを作成し、盛んに過払い利息返還請求の宣伝を行う傍ら、弁護士・司法書士報酬の申告漏れや過払返還金の横領などの脱法行為が摘発されており、そうした行為に対する法的監視強化が望まれる。

1. 資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の導入に強く反対する。

昨年、政府税制調査会において、資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の導入が提言され今年度の実施は見送られたものの、導入議論の再燃が懸念される。

同税制は、日本経済の根底を支える中小企業の経営に大きな悪影響が生じることに繋がり兼ねず導入に強く反対する。

1. 日商連新体制のもと一致団結して地域商業振興に貢献する。

我々は、現下の厳しい状況にありながらも、地域に根ざした中小商業者として、一致団結して地域商業振興に貢献する。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 25 日

第 58 回日商連全国大会



日本書店商業組合連合会

会 長 船 坂 良 雄

要 望

平成 26 年の出版物発行・販売概況は、書籍・雑誌の推定販売金額が前年比 4.5%減の 1 兆 6,065 億円となった。減少は 10 年連続である。内訳は書籍が 4.0%減の 7,544 億円、雑誌が 5.0%減の 8,520 億円で、雑誌の内訳は月刊誌が 4.0%減の 6,836 億円、週刊誌が 8.9%減の 1,684 億円だった。出版物の長期的な需要低下は、同年 4 月の消費税増税の影響は勿論のこと、若年人口の減少や中心読者層の年齢上昇、パソコンやスマートフォンの普及による情報源としての雑誌購買力の低下や読書時間の減少のほか、ネット通販の拡大による販売ルートの変化も影響していると思われる。

このように出版物の販売低迷が続くなか、全国の小売書店も長期間の売上不振、資金繰りの悪化が影響して新規開店を廃業店が大きく上回る傾向は続いており、書店組合加盟店だけを見ても昭和 61 年の約 1 万 3 千店をピークに減り続け、本年 10 月には 4 千店弱にまで減少してしまった。書籍、雑誌、新聞は再販売価格維持制度が適用されており、読者は購買地域や販売業者に関係なく、公平な価格で手に入れることができる数少ない商品である。単なる価格競争でなく、品揃えや専門性での競争原理が働いてきたことで全国津々浦々にまで毛細血管のように書店が存在する。この環境が、世界トップの識字率を有する日本を作り上げた一因であると信じている。

私どもはこの環境を将来に向けて維持できるよう、書店の収益改善を実現するために精力的な活動を展開してきた。合わせて全国中小小売商サミットにおいて、次に掲げる事項の実現を要望する。

1. 出版物への軽減税率適用

欧州では、いち早く付加価値税での軽減税率を適用しており、書籍・雑誌に対する税率は、イギリスは標準税率 20% に対してゼロ税率、ドイツは標準税率 19% に対して 7%、フランスは標準税率 20% に対して書籍(電子書籍を含む)5.5%、雑誌 2.1%、スウェーデンは標準税率 25% に対して 6% である。EU 各国は 2007 年から「文化政策」「産業の保護」という目的に限って軽減税率を適用しており、とりわけ「文化政策」においては文化保護や国民への教養機会の提供という観点から、文化関連の財・サービスの価格を低く抑えている。

すべての国民が、書籍・雑誌・新聞等の出版物に広く平等に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠であり、生活必需品や医療等、国民の健康で文化的な生活を支える商品やサービスと同等に重要視すべ

きものである。特にわが国の将来を担うべき青少年の国語力低下が指摘されている現状にあって、消費税増税が子どもたちの読書に親しむ機会を減らさないよう、出版物への軽減税率適用を強く要望する。

2. 著作物再販制度の維持

その商品特性から考えても、著作物の再販売価格維持制度を維持することは廉価で質の高い出版物を作り続けるために欠かせない。万一、廃止されれば全国同一価格は崩れてしまい、多数を占める地方在住の読者、インターネットの環境にない読者にとって様々な面で不利益を与えると確信しており、これは他の出版先進国の事例をみても明らかである。よって再販売価格維持制度の存続を強く要望する。

3. 公共・学校図書館の改革

地域に根差した書店が、地元の公共図書館、学校図書館の図書納入現場から排除されつつある。地域の商業育成、中小企業者保護の観点からも、越境の大企業者との安易な商行為は大きな問題である。また、公共図書館の業務委託や競争入札、指定管理者制度の導入は、文化政策を単なる経済原理で推し進めるものである。公共図書館を「地域の知の活動拠点」として明確に位置づけ、無料貸本屋から脱却し、人と本の充実に図って知的創造を担う拠点に改革するよう強く要望する。



協同組合連合会 日本専門店会連盟

理事長 山口 哲 男

大会決議

平成 27 年 4 月の「月例経済報告」によれば、政府は「景気は、企業部門に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いている」との判断を行っている。そして、この判断を受けの形で、「好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する」との政策態度を打ち出している。

私たちの実感としては、昨年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げによる、駆け込み需要の反動で、4 月から 6 月までの需要が減退するが、その後は回復するとの予測に期待をしていたところであるが、回復したとは言えない状況である。一方、日本銀行総裁は、4 月 30 日の金融政策決定会合後に、「目標に掲げている消費者物価指数上昇率 2% の実現時期について、当初より後ずれさせるが、デフレ脱却と目標実現に自信を見せた。」との報道がされた。

また、政府による賃上げ等の要請が使用者へ出されたが、それを実行できる企業とその恩恵を受けている人々は一部に限られており、大多数の国民にとって消費を積極的に増やす要素はほとんど見いだせない状況にあると言える。このまま状況が好転しなければ、まちのコミュニティの担い手として重要な役割を担っている事業者が消え、地域の再生が困難となることは必至である。これでは、私たち中小小売業者の生活維持は困難であり、事業承継の問題と合わせて二重の苦しみを味わうことを余儀なくされていると言わざるを得ない。一部の大企業のみにもたらされている経済の好循環を、中小企業、とりわけ、中小小売業者が早く実感出来るよう、一刻も早い対策を求めるものである。

日専連はこの厳しい環境の中、暮らし良い明るい社会を築くための使命を果たすために、組合員を先頭に、組合、青年会、事務局を含む全組織が一丸となり、可能な限りの施策を講じ、絆を深めながらより強固な日専連組織を作りながら、地域の再生に貢献することでその存在意義を発揮するための活動を行うものである。

その実現のためにも、以下の事項を強く要望する。

- 一. 東日本大震災で被災した地域の都市計画策定から実現までを担保する、国の全面的なバックアップの実現を

- 一. 消費税増税時期である平成 29 年 4 月までには、国会議員の定数削減や公務員の定数の削減など、着実な行財政改革の実現を
- 一. 直接税と間接税のバランスをはじめとする、国と地方双方の税制の抜本的な改革の実現により、公正で安定的な財源確保のための有効な施策を講ずること
- 一. 少子高齢化が進む中、疲弊した地方経済と中小企業が再び活力を取り戻すためのあらゆる施策を早急に講ずること
- 一. 賑わいあふれる中心市街地を実現させるため、中小小売商業者の事業を継続可能にするための固定資産税、相続税、外形標準課税などの税制も含めた効果的な支援を
- 一. 地域経済を支えてきた日専連のクレジット事業会社には、貸金業法並びに割賦販売法等の関連業法の大幅な規制緩和措置を講ずるなど、事業継承への支援を

以上決議する。

平成 27 年 6 月 16 日
日専連第 70 回全国大会



一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会

会長 井上 毅

政府に対する要望

1. 消費税増税問題の適切な処理とマクロ経済政策の的確な運営

アベノミクスは大幅な金融政策、機動的な財政政策を推進し、当面の日本経済に明るさをもたらしていますが、今後ともこの傾向が長続きし、本格的な景気回復、デフレ脱却につながるかどうかについては、第三の矢、所謂民間投資を喚起する成長戦略にかかっています。

日本ボランティアチェーン協会の構成員の中心を成す中小小売業の業況は決して楽観を許すようなものではありません。

このような情勢下に於ける消費税の増税は、マクロ経済の今後の動向に関する極めて大きな懸念材料であり、政策当局に於いては、1997年の大失策を再び繰り返すことにならないよう、万全の対応策を講じていただきたいと思えます。

なお消費税増税論議の中で、一部商品に軽減税率を設定する複数税率案などが出ていますが、中小卸・小売業の立場からは、現場の実務に過大な負担を無償で負わせるものであり、低所得者対策としても有効なものではなく、他のより有効な手段を選択していただきたいと思えます。

2. 被災地復興、原発事故収束、地方経済の疲弊からの回復等の施策の推進

2020年夏季オリンピックの東京開催決定は確かに明るいニュースですが、これすらも今後開催準備のための投資が首都圏に集中する反面で、高齢化・人口減による地方経済の疲弊の問題が、被災地復興、原発事故収束と並んで、相対的にないがしろにされるのではないかと懸念を生じさせています。

株式市場の活性化、企業業績の好転などの経済の明るい側面と表裏を成して、非常に厄介な問題が存在することをより強く認識する必要があるのではないのでしょうか。明確な将来ビジョンに立脚し、これら難問の解決策を幅広く包摂した的確な施策を講じていただきたいと思えます。

3. 個店活性化施策の推進

国行政の中小企業・小規模企業対策における施策は、唯一、全国商店街振興組合連合会による商店街振興組合活動に向けてのものであります。

高齢化社会の進展による地域社会のコミュニティの軸たる存在は、商店街振興組合もさる事ながら、その構成員である個店の活性化が図られなければなりません。

個店の活性化は、振興組合の基本的な機能にはなく、むしろその中心は地域の環境整備（街路灯、アーケード設置等）にあります。それも重要なことですが、何よりその商店街における「個店」の活性化がなければ地域社会の活力は湧出されません。

「個」の活性化、経営指導はボランタリーチェーンの最大唯一の機能であり、商店街振興組合の機能と併せてボランタリーチェーン本部に対する「個」の支援策を付与されることを要望いたします。また、永年の経営により疲弊した店舗の内外装の改修費用等も中小商店における事業承継には大きな負担となります。ぜひとも支援策を講じて頂ければと存じます。

4. サービス業の生産性向上におけるボランタリーチェーン活動の増進

そもそもボランタリーチェーンによる組織化は、1970年代に中小小売商業振興策の柱の1つとして位置づけられ、政策当局によって積極的に推奨され、普及が図られてきたものです。

しかしながらその後の大量生産の進行に伴う大量流通、店舗大型化の大きな流れの中で、いつしか人々の耳目から遠ざかり、今日では政策当局に於いても「ボランタリーチェーン」という言葉があまり知られていないような状態になってしまっています。誠に残念なことと言わなければなりません。

我が国のGDPの7割を占め、雇用の7割も占めるサービス業は、これから高齢化社会への移行が更に一層早い速度で進む中で、地域に密着し、人々の日常生活を支え、益々重要なものになることは疑問の余地のないところです。所謂「買物弱者」の問題が放置されてはなりません。

本年、政府においてサービス業の生産性向上協議会が発足し、特に卸・小売、飲食業、宿泊業、運輸業、福祉5分野における生産性向上を目的に議論が行われ始めたところです。

地域密着で業を営む中小サービス業者の生き残りのためにも、連携、共同化を推進するボランタリーチェーンの存在意義に改めて人々の目が注がれて欲しいと思うと同時に、ボランタリーチェーンに対する政策当局の格別のご理解・ご支援をお願いしたいと思います。

以上

